組合掲示板掲載用

安全衛生に関するUAゼンセンや行政などの活動情報

UAゼンセン 安全衛生トピック

【2026年11月号】
発行：UAゼンセン労働条件局



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です
～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～

厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」である11月に、過労死等をなくすためのシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため毎年11月に実施しています。

この機会に、労働環境総点検チェックリストを通じて職場の実態を把握した結果に基づき、長時間労働是正や年次有給休暇取得率向上等の取り組みを進め、職場環境の改善につなげていきましょう。

※「過労死等防止対策推進シンポジウム」47都道府県48会場にて実施されます！
https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/

過労死等防止に関連する国の目標

過労死等防止のための対策に関する大綱の数値目標（R6.8月変更）

過労死をゼロとすることを目指し、以下の目標を設定しています。

◎週労働時間40時間以上の雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下(2028年まで)

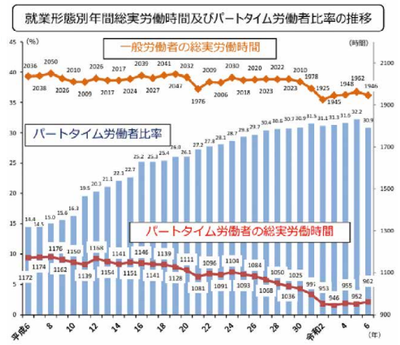
◎勤務間インターバル制度について、労働者数30人以上の企業のうち、
（1）制度を知らなかった企業割合を5%未満(2028年まで)
（2）制度を導入している企業割合を15%以上(2028年まで)
特に、勤務間インターバル制度の導入率が低い中小企業への導入に向けた取組を推進する。

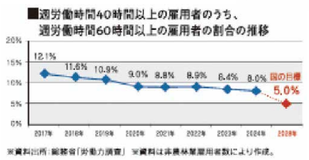
◎年次有給休暇の取得率を70%以上(2028年まで)

◎メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上(2027年まで)

◎使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上(2027年まで)

◎自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を50%未満(2027年まで)







※資料出所：厚生労働省「労働力調査」　※資料は非農林業雇用者数により作成。

※資料出所：厚生労働省「就労条件総合調査」

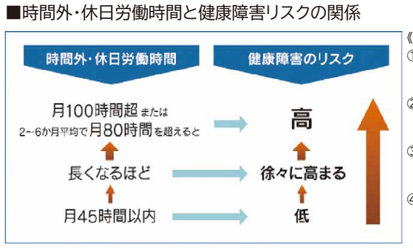
UAゼンセン加盟組合の実態

加盟組合における長時間労働の実態として、[1ヵ月45時間超80時間未満]は回答した組合の約90%、[1ヵ月80時間超100時間未満]も約47%、[1ヵ月100時間超]も約21%の組合に該当する従業員がいるという結果が出ています。

長期間にわたる特に過重な労働は、著しい疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心臓疾患の発症に影響を及ぼすと言われています。

脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、時間外・休日労働時間が月45時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前1ヶ月間に100時間、または発症前2ヶ月～6ヶ月間にわたって平均月80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされています。

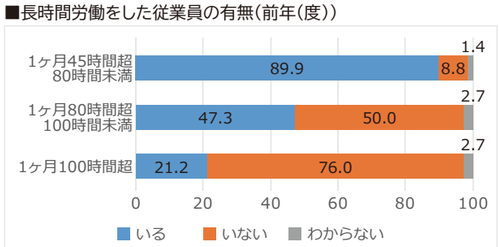
■時間外・休日労働時間と健康障害リスクの関係



資料出所：厚生労働省「過労死等防止啓発パンフレット」

《注意》
①左の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。
②業務の過重性は、労働時間のみによって評価されるものではなく、就労態様の諸要因も含めて総合的に評価されるべきものです。
③「時間外・休日労働時間」とは、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間のことです。
④2～6か月平均でおおむね月80時間を超える時間外・休日労働時間とは、過去2か月間、3か月間、4か月間、5か月間、6か月間のいずれかの月平均の時間外・休日労働時間が、おおむね80時間を超えるという意味です。

■長時間労働をした従業員の有無（前年（度））



資料出所：2025労働条件実態統一調査結果より作成

過重労働による健康障害を防止するために

労働安全衛生法第3条（事業者等の責務）では「事業者は労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」とされています。長時間労働を是正し、過重労働による健康障害を防止するためには、労働時間等の労働条件の改善を通じた取り組みが必要です。

UAゼンセン方針では

①年間総労働時間については、**1,800時間の実現**（当面は1,900時間）に向けて労働時間の把握を徹底する。
（業務にあたる内容を明らかにし、労働日ごとの始業・終業時刻の記録を適切に行う）

②時間外割増率については、**時間外50%、休日100%、深夜50%を目標**（当面は**時間外35%、休日50%、深夜40%**を目指す）また、時間外・休日労働が**1ヵ月45時間を超える場合の時間外割増率は50%**とする。

③確実な年休取得に向けては**最低5日の計画的付与制度**の活用を図るとともに、心身をリフレッシュするための**連続休暇制度**を取り入れる、としています。

組合員の安全と健康確保に向け、各加盟組合の実態を踏まえ、改善に取り組みましょう。

2023-2025UAゼンセン労働条件実態調査（加重平均）結果

	2023	2024	2025	2023	2024	2025	2023	2024	2025	2023	2024	2025
	年間休日			時間外労働時間			年次有給休暇取得率			年間総労働時間		
製造産業部門	119日	118日	119日	168時間	146時間	152時間	81%	78%	79%	1,888時間	1,884時間	1,883時間
流通部門	113日	114日	115日	139時間	137時間	131時間	59%	59%	60%	2,033時間	2,018時間	2,005時間
総合サービス部門	113日	113日	115日	213時間	202時間	169時間	63%	64%	71%	2,103時間	2,087時間	2,023時間
UAゼンセン計	114日	115日	116日	154時間	155時間	141時間	66%	62%	66%	2,007時間	2,015時間	1,977時間

UAゼンセンにおける時間外労働・年次有給休暇取得率・年間総労働時間の実態調査結果を見ると、時間外労働時間の削減、年間休日数、年次有給休暇取得率の増加により、年間総実労働時間は減少しました。
引き続き労働時間削減に向けた取り組みの強化を継続していきます。

※UAゼンセンでは労働時間短縮に向けた取り組みの参考となるよう加盟組合のご協力のもと事例集を作成しています。
メンバーズサイトに投稿しているのでぜひご活用ください。
https://uazensen.my.site.com/s/groupmenu/related/a06J4000001RU6TIAW/GroupSharinginfos_r



衛生委員会等の活用

過重労働対策に係る計画・実施・評価・改善などについて、また、過重労働による健康障害を防止するための方針を事業場内に周知徹底したり、対策の実施手順や担当者などを決めたりする場合にも衛生委員会等を活用することが効果的です。

労使双方が過重労働に係る問題点についての共通認識を持ち、労働者の意見を過重労働対策に反映させるためにも労働組合の推薦する委員が衛生委員会等に参画し、積極的に関与しましょう。

衛生委員会等の役割

＊労使双方が過重労働に係る問題点についての共通認識を持つようにする
＊労働者の意見を過重労働対策に反映させる
＊各職場で実践できるように、過重労働対策を周知徹底させる方法を検討する
＊他の労使協議の場で過重労働対策を審議している場合、その内容を共有する
＊やむなく長時間労働を行った労働者が、医師による面接指導の申し出をしやすいような環境整備を検討する
＊衛生管理の重要性を事業場全体に啓発する
＊安全面と衛生面の双方に配慮した審議を充実させる（安全衛生委員会のような場合）

衛生委員会等を有効に活かすために

＊事業場や労働組合の責任者が出席する
＊運営の効率化のため、委員会資料を事前配布し、委員には事前準備を要請する
＊衛生管理に関係する議題や報告事項を毎回の衛生委員会等に盛り込む（例）時間外・休日労働時間の実態、面接指導の実施状況、面接指導のフォロー結果、有給休暇の取得状況、定期健康診断の結果、衛生管理者・産業医の巡視結果
＊産業医、衛生管理者、衛生推進者等が衛生委員会等の場で積極的に意見を述べる
＊委員に職務内容と任期を示した委嘱状を発行する
＊委員の自己啓発として、衛生管理に関する講習会等への参加を勧奨する ＊衛生委員会等の構成員で職場を巡視する

資料出所：厚生労働省「過重労働による健康障害を防ぐために」パンフレット